

GLOBE

グローブ 2015 冬

80



(公財) 世界人権問題研究センター



京都府立るり溪少年自然の家

【施設の概要】

京都府立るり溪少年自然の家は、るり溪の豊かな自然の中で集団での共同生活を通して、心身共に健全な少年を育成するための社会教育施設です。

小・中・高校生をはじめ多くの府民の方に自然体験や集団宿泊体験、各種研修、生涯学習の場として広く利用されています。

【事業紹介】

◆京都府教育委員会との共催事業

●みどりキャンプ

障害のある子どもと障害のない子どもが、自然の中で共同生活を体験し、多様な立場を理解し、心のふれあいを深めながら支援する心を培い、ノーマライゼーションの一層の進展を図るキャンプ

●ふれあい宿泊学習

不登校傾向にある児童・生徒が自然の中で宿泊を共にして野外活動や集団遊び、創作活動等のさまざまな体験を重ねることにより社会性を培い、自立の力を育てるキャンプ

●防災キャンプ

一人一人が「防災」についての認識を深め、緊急時に命を守る実践力を身に付けるキャンプ

◆施設の主催事業

自然の家を広く府民の方々を知っていただくために次の事業を実施しています。家族で楽しむファミリーデーキャンプ、小学生を対象としたジュニアチャレンジクラブ、地域の特色を盛り込んだハイキング、農産物の収穫体験、天体観測など。

【施設紹介】

- 自然の家本館（宿泊室18室、リーダー室4室）
プレイホール、研修室、談話室、食堂、浴室
- クラフト棟 ○キャンプ場

◆料金表

宿舎	泊	小中学生	高校生	一般	食費	朝食	昼食	夕食	合計
						300円	400円	500円	
館内泊	300円	500円	1000円						
テント泊	200円	350円	700円						

※別途シーツ代1人あたり150円（2泊まで）



京都府立るり溪少年自然の家

〒622-0065
京都府南丹市園部町大河内小米阪1-9
TEL 0771-65-0190 FAX 0771-65-0191
アドレス <http://www.kyoto-rurikei.jp/>

GLOBE

GLOBE No. 80 2015 winter 目次

巻頭言	秦氏と馬の文化……………	上田 正昭	2
外部寄稿	障害者差別解消法の施行に向けて……………	安部 康則	4
連載	アジア諸国と人権(その四〇)……………	安藤 仁介	6
研究第一部	履行を迫られる日本 —自由権規約政府報告書審査を終えて……………	坂元 茂樹	8
研究第二部	四条の河原と繩手の河原 —「四条河原」の変遷……………	下坂 守	10
研究第三部	阪神淡路大震災から20年……………	飛田 雄一	12
研究第四部	沖繩の「集団自決」と日本軍慰安所跡を訪ねて……………	山下 明子	14
研究第五部	フィギュアスケートで考えたエスニシティとナショナリズム……………	野崎 志帆	16
報告	世界人権問題研究センター創立二〇周年記念シンポジウム開催報告……………		18
事業案内	2014年度 人権大学講座……………		24

〔連載〕 人権のゝ館、 足尾銅山の外国人労働者たち 仲尾 宏 21

GLOBE (グローブ) ラテン語の「球」の意からきた言葉で地球、天体のことです。

■表紙は「南天」〈笠本眞理氏提供〉

秦氏と馬の文化



研究センター理事長
京都大学名誉教授
上田 正昭

朝鮮半島から渡来して、秦氏を名乗った氏族は、五世紀のころから京都盆地に居住するようになった。そして機織をはじめとする産業などにたずさわったばかりでなく、葛野の地域の開発にも従事した。

平安時代の政務や法制にかんする『政事要略』に引用する「秦氏本系帳」には、秦氏が葛野川（桂川、上流は保津川）に大堰を築造したことを明記しているが、「大宝令」の注釋書である『古記』にすでに「葛野川堰」がみえている。『古記』が書かれたのは、天平十年（七三八）のころであったから、遅くとも治水灌漑のための「葛野

大堰」は、天平十年までにできあがっていたことがわかる。

弘仁六年（八一五）に完成した『新撰姓氏録』の左京・右京の「諸藩」に太秦公宿禰や秦忌寸などの居住を列挙し、寛平八年（八九六）二月二十五日の葛野郡山田郷の秦宿禰有世の土地を秦忌寸阿古吉が買った「券文」に、郷長秦氏吉、保証刀禰秦忌寸貞吉ほか九名が連署しており、さらに康和三年（一一〇一）の「葛野郡班田図」に数多くの秦氏の人びと名が記載されているのも、いかに京都盆地にあまたの秦氏が住んでいたかを物語る。

京都のなかでは伏見深草の秦氏と葛野太秦を中心とする秦氏が有名だが、伏見深草の秦忌寸は和銅四年（七一二）に、葛野の秦都里は大宝元年（七〇一）に、それぞれが神奈備（神体山）の信仰を前提としてヤシロを創建し（前者が伏見稻荷大社、後者が松尾大社）、秦河勝が葛野秦寺（後の広隆寺）を造営したことは周知の史実である。

その秦氏が馬の文化と深いかわりのあることを改めてたしかめることができたのは、私自身にとっても学問

的収獲のひとつであった（『伏見稲荷大社御鎮座千三百年史』序説）。

戦後の日本の学界にセンセーショナルな問題提起をしたのは、昭和二十四年（一九四九）二月の『民族学研究』における江上波夫東京大学教授の「騎馬民族征服王朝説」であった。四世紀の段階に朝鮮半島から渡来した騎馬民族が「大和朝廷」を樹立しとみなす仮説である。

ただし一九六四年のころから江上説は自身によって修正され、第一回の「建国」は北九州への侵入、四世紀末ごろからの畿内への第二回の「建国」の二段階説となる（江上波夫編『日本民族の源流』「解説」上田正昭参照、講談社学術文庫）。

私は四世紀に日本列島内に馬の文化の存在を証明するあかしが皆無で、崇神天皇の和風諺号のミマキイリヒコの「ミマキ」も任那ではないことを列挙して江上説を批判したが、最近の考古学の発掘成果によると、五世紀の中ごろ、百濟から馬の文化が渡来の人びとによってもたらされたことが明らかになった。

ところで深草の秦氏が馬を使って伊勢と交易していた

ことは、『日本書紀』の欽明天皇即位前紀にみえており、また聖徳太子の嫡子山背大兄皇子が、蘇我入鹿らによって斑鳩宮を包囲され、生駒山へのがれたおり、側近のみわのきみふみや三輪君文屋が進言して秦氏の深草へまずおもむき、そこから「馬に乗りて東国」へ入って再起せよと告げたこと、『日本書紀』の皇極天皇二年十一月の条に記載されている。ここにも深草秦氏の馬が登場する。

なぜこのように秦氏と馬のかかわりがあるのか、かねがね不思議に思っていた。深草遺跡の発掘調成果によれば、古墳時代中期のころから深草遺跡では畜力耕具である馬鋤が使われていたことが判明した。実際に農耕はもとより交易・交通や軍事などにも馬が活用された。

六世紀に入って嵯峨野・嵐山の地域へと秦氏は勢力を伸張したが、秦河勝が「軍政人」として活躍し（『聖徳太子伝補闕記』・『三宝絵詞』・『今昔物語集』）、また『聖徳太子伝私記』が秦河勝を「大將軍」と書きとどめているなど、その背景には軍馬の存在が推測される。『日本書紀』の推古天皇十八年十月の条には河勝が「新羅の導者」になったと述べるが、その役割は大きい。

障害者差別解消法の施行に向けて



京都市保健福祉局
障害保健福祉推進室長

安部 康則

障害者差別解消法が平成25年6月に公布され、平成28年度から施行されます。また、この障害者差別解消法をはじめ、様々な国内法の整備を受け、平成26年2月には、障害者権利条約の効力が生じたところです。我が国におけるこれらの動きを踏まえ、障害者の差別解消や人権について述べさせていただきたいと思えます。

まず、障害者の定義ですが、平成23年8月に改正された障害者基本法では、「身体、知的、精神（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に

相当な制限を受ける状態にあるもの」とされています。

ここで注目すべきは、これまでは、障害のある方自身の心身機能に着目した「医学モデル」として捉える考えが、制度や慣行等の社会的障壁で生活が制限されることも障害として捉える「社会モデル」に転換されたことです。つまり、障害というものを、個人の心身の状態と我々社会の側の受入れの状態という両面から捉え直しています。

また、これまでの身体・知的・精神の3障害に加え、発達障害や難病の方も包含され対象も拡大し、障害といっても千差万別。心身機能のどこに障害があるのかといったことや障害の程度等、一人ひとりの状態に着目し、対応していかなければなりません。

こういった中、法で求められているのが、「障害を理由とする差別的取り扱いの禁止」と、過度な負担が生じない限り社会的な障壁を無くしていくという「合理的配慮の不提供の禁止」です。法の施行に向け、国においては基本方針の策定などが行われていますが、いずれにしても、「障害を理由とする差別的取り扱いとは?」、「社会的障壁をどの程度無くせば合理的配慮の不提供にあたらないのか?」といった物差しが必要となります。また、

それは、その時々々の社会経済情勢等による影響も想定される大変難しいものです。

私が大事にしたい考えは3つ。1つ目は、「障害を理由にチャレンジできないというのは可能な限りなくしていく必要がある。」ということです。人は、他の人の生き方に障害を及ぼさない限り、自らの意思で自らが望む生活を選択し、その実現に向け生きていきます。障害が理由で免許や資格が取れない、採用試験が受けられないといったことや、点字や手話等といった情報の保障や移動の保障等、環境が整っていないために、スタートラインにも立てないという状況は可能な限り解消を図り、その人自身が持つ力や可能性を引き出せる環境を作っていくことが必要です。

2つ目は、「社会的障壁の除去は一挙には進まないかもしれないが、あるべき姿を目指していくことが必要である。」ということです。鉄道駅舎のホームドアについて障害のある方が言われたことで、「経費や技術的な難しさはわかるが、やろうという気持ちはあるのか。」人は、幾多の困難に対し英知を絞って克服してきた歴史があります。その根底にあるのは、「何とかしたい。」

という気持ちです。それがあれば今は難しくても将来は可能になることに繋がっていくと思います。

3つ目は、「いろいろな立場の方の意見を聞くこと。」です。「世の中の大多数が全盲の視覚障害者で、経費や安全上問題がないから街灯はいらないとされたら、健康な方はどう考えるか。」という問いかけがあります。様々な立場の方の意見を聞き、自らの考えが一面的であったことに気づくことが大事です。

「障害者」という言葉自体、差別に繋がるのではないかとということで、「障がい者」、「障碍者」等、国で検討がなされましたが、継続課題となっています。

京都市では、すべての人にとってできる限り生活しやすい社会環境の整備を進めていくため、平成17年4月に「みやこユニバーサルデザイン推進条例」を施行し、「まちづくり」、「ものづくり」、「情報づくり」、「サービスづくり」を進めています。我が国の法制度が児童、障害、高齢といった組立てとなっているため議論が必要ですが、本質的には、「障害者」という言葉はやめて、年齢に関わらず、「支援を要する人」というふうに、一人の人として捉えるのが良いのかもしれない。

アジア諸国と人権（その四〇）



研究センター所長
京都大学名誉教授

安藤 仁介

実は私は一〇余り前、国連訓練調査研修所（*Center for Training and Research, UNITAR*）の要請で、国連関係の人権システムとりわけ国際人権自由権規約を政府関係者に説明するため、ラオスの首都ビエンチャンを訪れたことがあります。私の説明を聴いた政府関係者は、より多くの人権関係条約に加入するよう努力するが、国内の準備や調整には時間がかかると回答しました。実際ラオスはバテト・ラオのもとで政情がある程度安定した前後から、人種差別撤廃条約（一九七四年、以下同じ）、女性差別撤廃条約（八一年）、児童の権利条約（九一年）、

国際人権社会権規約（二〇〇七年）、国際人権自由権規約と障碍者権利条約（いずれも〇九年）を批准しています。ただし各条約に基づく国家報告の提出は遅れ気味であり、かつ監視機関の勧告に対するフォローアップも不完全ですが、これはラオスに限った現象ではありません。各条約の監視機関（*monitoring body*）によれば、一般的に官憲の恣意的逮捕、拘留などに対する法的保護体制が不十分で、被逮捕者の人権が保障されていません。これは、そのほかの人権侵犯についても、当てはまります。つまり、法令の上でも事実上も、人権保障の体制が整っていないということです。分野ごとに見ると、まず女性の権利が十分に保護されておらず、女性に対する暴力やセクハラが横行しています。とくに移民労働者の女性は移民に対する差別に加えて、暴力の対象となり易く、それが人身売買に繋がることも珍しくありません。女性に關連して、子供とりわけ少女の人権侵害も問題です。人身売買や性的搾取の被害者の六割が十二歳から十八歳の少女で占められているという情報に接して、児童売買に

関する国連特別報告者がラオス政府に対し緊急対策をとるよう勧告したほどです。

一五才以下の者が国民の約半数を数えるラオスでは、かれらの人権保障が絶対的に不可欠でしょう。政府もその事実を注視しており、「子供の法」を制定して、子供の権利保護の社会的枠組みを構築しようと努めています。子供の体罰が広く行われ、それが社会的に受け入れられています。そんな中で、子どもの経済的搾取とくに児童労働は深刻な問題で、ラオス政府は国際労働機構（ILO）の助けの基に実態調査と対策の策定に取り組んでいます。

民族問題とりわけ少数民族問題もラオスが抱える人権問題の一つです。先に見たように、国土の北部から中部に広がる山岳・高原地帯がメコン河へ注ぐいくつかの急流によって分断され、民族のるつぼ、状況にあるラオスでは、メコン河開発計画に沿って、高地から平原部に住民を移動させ、原始的な狩猟・漁撈産業からより経済効率の高い農業・工業へ移行するためには、大規模な住民

移動が必要になります。しかし移動の前提として、住民の同意を得ることはきわめて困難であり、強制移住にはそれなりの人権問題が生じます。開発と人権の両立はグローバルな課題ですが、ラオスの場合とくに深刻な課題といえるでしょう。少数民族といえば、モン族に対する中央政府の差別政策や武力攻撃も問題です。これは独立後の政治的混乱の中で、モン族が外侮勢力によってパテト・ラオと武力抗争させられたことが遠因といわれており、解決には長い時間がかかることでしょう。

いずれにせよ、ラオスでは、各民族・部族集団において実権を握っているのはムラの長老などの伝統的支配グループだとされています。かれらが伝統的な仕来たりや慣習と必ずしも両立しない人権保障をどのように受け止め、それに多数の村人がどのように対応するのか、この問題は途上国一般なかでも近隣のアジア諸国に共通するものだ、といえるのではないのでしょうか。

履行を迫られる日本 —自由権規約政府報告書審査を終えて



研究センター第一部長
同志社大学教授

坂元 茂樹

二〇一四年七月一五日・一六日の両日、自由権規約委員会において第六回日本政府報告書審査が行われた。同委員会が採択した総括所見には、他の国の総括所見にはみられない勧告が含まれていた。主たる懸念事項及び勧告の冒頭、「以前の総括所見」と題して、「委員会は、締約国（日本を指す。）の第四回及び第五回定期報告書審査後に出された勧告の多くが履行されていないことを懸念する」と述べて、「締約国は、委員会によって今回の並びにそれ以前の総括所見で採択された勧告を実施すべきである」（五項）と勧告した。

委員会のこの勧告は、これまでの先例になく、日本に対する委員会のいらだちを表しているとも読める。今回の審査は、委員会が示した質問表（List of Issues）に基づいて行われた。そこには、第五回の勧告にあった独立した国内人権機関の設立の進捗、強姦罪を非親告罪とする問題、国民年金法の年齢要件で不利益を受けた外国人に対する経過措置、死刑を「最も重大な犯罪」に限定する問題、代用監獄の廃止、公判前勾留の制限、「公共の福祉」の概念の定義、庇護申請者を国外退去しない保障、慰安婦問題、性交同意最低年齢（一三歳）の引き上げ、などが取り上げられていた。しかし、日本政府の回答がおおむね従来の立場を繰り返す内容であったことが、上記の勧告につながったものと思われる。

他方で、質問表になかった問題も取り上げられた。質問表が提示された後、日本では在特会などによる在日韓国人・朝鮮人に対するヘイトスピーチが横行した。審査においてヘイトスピーチの問題が取り上げられ、シャイン委員が日本政府によって具体的な防止策がとられていない点を質問した。日本政府は、表現の自由の保障の重要性を述べるとともに、日本では名誉毀損や脅迫にあ

たる場合には民事責任と刑事責任を問いうるとし、啓発活動に取り組んでいると回答した。これに対して、同委員は、「差別、敵意又は暴力の扇動となる国民的（坂元注：民族的）、人種的又は宗教的憎悪の唱道は、法律で禁止する」ことを定めた自由権規約第二〇条二項を指摘し、民事法的な措置だけに委ねることは問題であり、国が抑制することが望ましいと述べた。こうした審査を経て、「委員会は、韓国人（朝鮮人）、中国人又は部落出身者などの少数者に対する人種差別的発言が横行していること、彼らに対する嫌悪感や差別が助長されていること、そしてこれらの行為から少数者を保護するための刑法上及び民法上の措置が十分でないことを懸念している」（二二項）旨を勧告した。

二〇〇一年四月に導入された政府報告審査のフォローアップ制度は、総括所見の際に、緊急の対応を必要とする懸念事項につき、次の報告書審査を待たずに、一年以内に情報提供を求める制度である。今回、委員会は、死刑、従軍慰安婦、低賃金の技能実習生制度及び代用監獄についての勧告に関する一年以内の情報提供を日本に求めた（二八項）。死刑と代用監獄は第五回政府報告書審

査の場合にもフォローアップの対象となっており、委員会は「耳を傾けない日本」という印象をさらに強めたと思われる。その結果が、次期の提出期限に表れた。

委員会は、日本の次の報告書提出期限を二〇一八年七月三十一日とした（二九項）。四年後の提出となったわけだが、この提出期限の間隔はその国の人権状況に対する「通信簿」の役割を果たしている。この通信簿は、六年、五年、四年及び三年の四段階評価になっている。たとえば、同時期に審査を受けたアイスランドやポルトガルの次回提出期限は六年、アイルランド、ブルガリア、チリは五年、日本はアフリカのマラウィと同様に四年、大規模人権侵害国であるスーダンが三年である。日本は、後から二番目の評価なのである。

審査は、締約国の条約違反を非難する場ではなく、条約の遵守に近づけさせるために締約国の改善を求める場であり、その意味で「建設的な対話」と呼ばれる。委員会が、日本が「建設的な対話」を行おうとしないという印象を持ったとしたら、深刻な事態である。先進国でありながら、四年後という提出期限になったことを真摯に受け止め、委員会の勧告に誠実に向き合う姿勢が求められている。

四條の河原と繩手の河原 —「四條河原」の変遷—



研究センター研究員
京都国立博物館名誉会員

下坂 守

江戸時代、京都の「四條河原」が歌舞妓を始めとするさまざまな芸能の興行地（芝居地）となっていたことはよく知られている。その故地には今も南座が建っていることもあり、四條河原の場所については、ほぼ四條大橋の東詰めあたりが中心であったと考えられがちである。しかし、それが具体的にどの範囲であったかという点になると、実はほとんどあきらかとなっていないというのが現状である。芝居地として栄えた四條河原はどのあたりにまで拡がっていたのであろうか。

そもそも四條の河原そのものが十六世紀末から十七世紀半ばにかけて鴨川の兩岸に施された大規模な土木工事によっていくたびかのその姿を大きく変化させており、いつの時点でこの河原に芝居地となる条件が整ったかという点が問題となる。

十六世紀末まで、ところによつては寺町あたりまで拡がっていた鴨川西岸の河原が、一気に現在の河原町の線まで後退するのは天正十九年（一五九二）のことである。いわゆる御土居の構築によるもので、四條においても河原は以降、御土居以東へと追いやられる。また、御土居によつて四條通りの東行きが遮断され、四條の河原への通行は基本的に不可能となる。この前後から、五條の河原や北野が芝居地としておおいに賑わうのに対し、四條の河原にその気配がまったくみえないのはこのためと考えられる。

御土居を壊して四條通りが再び東へ延びるのは慶長七年（一六〇二）のことである。翌慶長八年には四條橋も架けられており、四條の河原はここにはじめて芝居地と

なる条件を整える。慶長十三年（一六〇八）二月、公家の壬生孝亮が「女歌舞妓」を見物した「四条」とは（『孝亮宿禰記』）、そのようやく芝居地となった四条の河原を指すものと思われる。

ところがこの四条の河原もまたすぐにその姿を変えらる。慶長十六年（一六一一）、高瀬川が開通し、それにもない高瀬川までがまたたくまに市街地となるからである。東西幅でいえば、四条の河原はここに半分となる。ただ、皮肉なことに四条の河原が本格的に芝居地となるのは、これ以降のことである。慶長末年から元和初年に作成された「洛中洛外図」の多くが、かの四条の河原での盛んな「芝居」のありさまを描く。

それら「洛中洛外図」を見ると、芝居が鴨川西岸のいわゆる四条の河原だけでなく、東岸の縄手堤下の河原にまで広がっていることが見て取れる。狭くなった四条の河原からはみ出した芝居が対岸に渡っていったのである。鴨川の両岸を芝居地とした「四条河原」の出現であった。

元和四年（一六一八）、二度、その「四条河原」を訪れた神龍院梵舜は一度目の見物地を「四条河原」、二度目を「祇園河原」と日記に書きとめている（『舜旧記』）。「四条河原」が厳密にいえば、西岸の「四条河原」と東岸の「祇園河原」の二つの河原からなっていたことをよく物語るものといえる。祇園社（現、八坂神社）でも同じ頃、西岸の「四条河原」に対して、東岸の河原を「祇園河原」と呼んでおり（『祇園社林廻諸事評儀』）、二つの河原が明確に区別されていたことがわかる。

この元和初年に鴨川の東西両岸に広がった「四条河原」が、東岸に一元化されるのは約四十年後の寛文十年（一六七〇）から翌寛文十一年にかけてのことである。江戸幕府は二年の歳月をかけて「祇園河原」を造成して新地（「新屋敷」）とし、芝居・茶屋をここに集める。現在、南座がたつ場所がまさにその「新屋敷」の地にあたる。

阪神淡路大震災から20年

研究センター研究員

(公財) 神戸学生青年センター館長

飛田 雄一

阪神淡路大震災から20年を迎えました。当時私は1月17日が仕事の休みの日で、前日夜更かしをしていました。寝入りばなを襲われた感じでした。ほんとに変な話ですが、数日前にテレビでみたアメリカの砂漠に出没する怪獣映画を揺れのなかで思いだし(？)、巨大なタコの足にからめとられて沙の中に引きずり込まれるという夢で目を覚ましたのです。

震災後1週間ぐらいして「阪神大震災地元NGO救援連絡会議」が作られました。当時PHD協会総主事であった草地賢一さんが中心となつて作られたものです。被災地で様々な救援活動を進めていた団体／個人や全国各地から来たボランティア団体／個人がその集会に参加していました。いつも50〜60名程度の参加者があったのではないかと思います。

その2回目の会議で外国人支援に関わっている団体／個人は集会后集まろうということになりました。すぐに「外国人分科会」ができ、後に(1995.2.16)「阪神大震災地元NGO救援連絡会議外国人救援ネット」となります。たかとりカトリック教会の神田裕神父が代表となりました。以前からの知り合いでしたが、多くは初めて会う人でした。神戸市内で活動していた団体／個人でも互いに知らないことがあったのです。私は、主になわゆるオールドカマー外国人の支援をしていましたが、ニューカマー外国人支援に係わっていた人々との新たな出会いがありました。

当時、被災外国人の義捐金、弔慰金、医療費関連で一部外国人に差別的な対応をしようとする行政当局との交渉をしたりと大忙しでした。その交渉を私たちは「1勝1敗1引き分け」とまとめました。義捐金支給にあたって外国人登録のない外国人に必要以上の書類を要求する日本赤十字社には1勝です。被災したことだけを証明すればOKとなりました。

弔慰金は1敗でした。大きな災害のときには弔慰金が支給されますが、弔慰金に関する法律に国籍条項がないのに「住民の遺族に支払う」という項目を理由に観光ビザやオーバーステイの外国人への支払いを拒否したのです。厚生省にまで交渉にいききましたが、「雲仙普賢岳のときに教授ビザの学者には支給したが一時滞在で調査に来て死亡した学者には支給しなかった。今回もそのとお

りやる」というものでした。条例で神戸市が独自支給もできるといっているので神戸市にも行きましたがダメでした。代わりに外国人救援ネットが「民間弔慰金」として3名の外国人（ペルー、中国、韓国）に各100万円をお支払しました。遺族の方には喜ばれましたが行政の壁を破れなかったのは残念なことでした。

「医療費問題」は「引き分け」です。ガレキに埋まると起こるもので早期に人工透析が行われれば一命をとりとめるというクラッシュ症候群になった被災外国人もいました。これも厚生省と交渉しましたが、「野戦病院のようにカルテも書けないような治療は無料だが、入院すると保険医療の対象となる。保険に加入していない外国人の場合は全額自己負担となる」というようなことを言うのでした。1週間人工透析すると300万円程度の支払いが必要だったのです。

災害救助法では、3日間の行方不明者の捜索、1週間の避難所運営、2週間の治療費などの規定があります。捜索、避難所はその期間で終了する訳がないので県知事がその度に延長申請をしていたのです。私たちは治療費も同じように延長申請したらいいのだと交渉をしました。治療が終了し300万円の借入書を書かされて退院した外国人もいましたが、一番の問題は、お金がないので病院に行けない、治療を継続できないという外国人の存在でした。兵庫県にプレッシャーをかけるべく、本来は国と地方自治体が支払うべき治療費を救援ネットが立

て替えるという「肩代わり募金」のスタートが県に圧力を加えることとなり、本来の災害救助法によるものではありませんでしたが、保険未加入外国人の治療費問題は実質的に解決したのです。「引き分け」と言っている所以です。

東日本大震災は阪神淡路大震災に比べてとてつもなく大きな被害をもたらしました。外国人の状況も日本人と結婚した外国人が比較的多いなど異なった状況がありました。それでも私たちは阪神淡路大震災時の外国人の経験を伝え支援活動に生かしてもらうため「阪神淡路大震災と外国人〈新聞資料集〉—東日本大震災・被災外国人支援のために—」（2011年5月、A4、53頁）を作成して活用していただきました。（残部があります。必要な方は〒6571

0064 神戸市灘区山田町3-1-1 神戸学生青年センター 飛田まで500円程度の切手をお送りください。）

自然災害は等しくやってくるのですが、被害が弱者により集中することをできるだけ避ける努力は引き続きしなければなりません。



1995年9月、外国人救援ネットの外国人電話相談ホットライン

沖縄の「集団自決」と 日本軍慰安所跡を訪ねて



研究センター客員研究員
奈良大学非常勤講師

山下 明子

昨夏、「沖縄における性暴力と軍事主義」研究のために沖縄の慶良間諸島を訪ねました。

慶良間諸島はかつての沖縄戦で米軍が最初に上陸した島です。1945年3月26日に座間味の島々に、27日に渡嘉敷島に上陸したのですが、座間味島ではその日に、渡嘉敷島では翌28日に住民が「集団自決」しました。当時の慶良間諸島の人口は3千人余りですが、「集団自決」による死者は730人余、しかも渡嘉敷村役場などの集計によると、0歳児から学童を含む全年齢層が犠牲になっっています。日本軍は1944年9月に「特攻艇」部隊を慶良間諸島に配備し、数千人の日本軍部隊（朝鮮人軍夫を含む）が、狭い島に駐屯していました。特攻艇を

隠す秘密壕や軍人用の壕掘りに動員されたために、住民はすべてスパイ防止のために島を出ることも米軍への投降も禁止され、「集団自決」に追い込まれました。スパイを疑われて虐殺されたケースも複数あります。

また、将兵の「慰安」のために、朝鮮の釜山から門司、鹿児島を経由して軍の輸送船で連行されて来た朝鮮人の少女と女性たちの内、座間味島に7人、阿嘉島に7人、渡嘉敷島に7人が割り振られて、軍が接収した民家の慰安所にいました。^(註)朝鮮人「慰安婦」は住民から離され、「慰安所」に閉じ込められていたために、突然の爆撃で山中を逃げ惑い、軍と行動を共にした女性たちも、ほとんどがその後の生死不明です。

今回、現地で「集団自決」の場所と慰安所跡に行き、体験者のお話を聞きました。渡嘉敷島では前村教育委員長の吉川嘉勝さんが各地を案内し、また資料を提供して下さいました。中学校長を定年後に故郷に帰り、放置されていた遺跡の整備に尽力されました。また、平和の語り部として青少年キャンプなどで奉仕されています。

3月27日夜、軍の命令で住民はそれぞれの壕を出て、豪雨のなか軍の陣地のある北山（ニシヤマ）に向かったそうです。吉川さんは6才で、買ってもらったばかりのランドセルを背負い、一家は食料を持って行きました。渡嘉敷島の「集団自決」の特徴は、全島から住民が一箇

所の谷に集められたことです。吉川さんは戦後数多くの証言を聞き、玉砕だと決意して集まった住民は、吉川さんの家族同様になかったと確信されています。むしろ日本軍に護ってもらえると信じて行ったのです。

それにもかかわらずなぜ北山が地獄絵と化したのか。一家全滅家庭が74世帯ありました。吉川さんの母方の叔父三家族も21名中、14名が亡くなりました。母の「手榴弾は捨てなさい、皆立て！」「命ドウ宝ヤサ」などの指示によって家族は従兄についてその場を逃げたそうです。しかし、その後に爆弾で父は即死、負傷しながら家族は赤松隊本部壕に向かったのですが、鉄砲を向けて追いつ返されたそうです。

「集団自決」を軍が命じたかどうかが争点となった「大江・岩波沖繩戦裁判」（2011年4月結審）は、5年かけて住民と大江・岩波側が勝ちました。吉川さんによれば、戦後沈黙してきた村人にとって大事な勝訴でした。米軍基地になっていった北山に現在は沖繩青少年交流の家があります。赤松隊の防空壕跡地もすぐ近くです。風の音だけの静かな現場に立つてみると、何百名もの人間の玉砕死の悲鳴や手榴弾の炸裂音が軍に聞こえなかったはずはない、村長の音頭による「天皇陛下万歳」三唱の叫びも届いていたのではないかと実感されます。しかし、最初に見つけて死体を処理し、負傷者を助けたのは米軍

です。一方、自決を生き残った村民の山中での避難暮らしもまた、米軍への投降を許されず、食料を軍に掠奪され、餓えとの闘いだったそうです。吉川さんの母は、戦後も「集団自決」については黙し、時々「命ドウ宝」とだけ口にされたそうです。

一方、渡嘉敷村の外れにあった仲村家が慰安所にされました。吉川さんの叔父の家だったので、従姉の初子さんが家畜の餌をやりに行く時について、「慰安婦」に会ったそうです。色白で優しいお姉さんたちだった、コンペイトウをもらった、と記憶されています。『赤瓦の家 朝鮮からきた従軍慰安婦』（川田文子著、1987年、筑摩書房）で広く存在が知られるようになり、多くの証言を残された裴奉奇（ペボンギ）さんもの1人です。ボンギさんは二度と故郷の土を踏むことなく1991年に沖繩で苦しい生涯を閉じられました。

慶良間諸島訪問の後に辺野古を訪ねました。沖繩戦のトラウマを抱えたお年寄りたちの身体をはった抗議行動のなか、建設用資材を積んだ巨大なトレーラーがどんどんと運び込まれていました。美しい沖繩の海も空も陸も奪い続けているようで衝撃を受けました。

（註）沖繩には存在が確認されただけでも144箇所の軍慰安所があった。これらはすべて軍が民家や村の建物などを強制接収して作ったために、住民や軍の関係者の証言があり、また米公文書館所蔵の写真と陣中日誌などの資料も多く残っている。

フィギュアスケートで考えた
エスニシティとナシヨナリズム



研究センター研究員
甲南女子大学文学部准教授
野崎 志帆

私事で恐縮だが、私はフィギュアスケートファンである。スケートを好きになった理由は、恐らく大方のスケートファンとそれほど違わない素朴なものであるが、それなりに見続けていると、フィギュアスケートにおけるジェンダーやエスニシティ、人種問題など私なりに気になることも出てきた。今回は、フィギュアスケート報道におけるエスニシティとナシヨナリズムについて述べてみたい。

ここ数十年で日本での人気が一般化したフィギュアスケートだが、国際試合やアイスショーが民放テレビ局のゴールデンタイムに放送されるようになった当初は、外国の選手の演技をかなりカットして日本の選手を中心に放送されることが多かった。中でも奇妙だったのは、外国の

選手であっても、日系のような「血統」的に「日本人」にルーツをもつ選手がより取り上げられる傾向にあったことだ。放送時間のかかりの時間がこれら選手のケガや病気のスランプを克服した苦労話、家族との絆；等々のサイドストーリーを散りばめた、「通称「煽りVTR」に割かれるのだが、そこでは「日本人」にルーツをもつ選手の「日本とのつながり」が紹介される。どの選手を放送するかの基準が、「日本人の血統」（この表現にも賛否はあるだろうが）に置かれていることに何とも違和感がある。

メディアは、日本の一般視聴者の期待やニーズをある程度映し出す「鏡」でもあるが、そこから透けて見えるのは、「日本の視聴者→日本人スケーターが好きに違いない」というメディアの側の想定である。日本の多くの一般視聴者の「同じ日本人としての感情移入」を誘うねらいがあるのだろうか。

主観ではあるが、これほどフィギュアスケート人気がメジャーになる以前からファンだった人には、「どこの国の選手であるか」「日本人の血統かどうか」に限らず好きなスケーターを応援してきた人が多い。彼らからすれば、前述のような放送のされ方には批判も多く、有料のCS放送（出場選手全員を放送、「煽りVTR」も無し）でしか試合を観ないという人も多い。彼らに「どこの国の選手であるか」に限らずさまざまなスケーターを応援して

いるファンが多いのは、メジャーになる前からファンだったからこそ日本のテレビでの観戦が叶わず、「日本」に偏った放送の影響を受けてこなかったからなのでは？と考えるのは、深読みしすぎだろうか。

最近では、あからさまな「日本人の血統」基準の取り上げ方は見直され、「人気のあるスケーター」を取り上げるようになった。しかし、外国人選手にスポットがあたる場合も「煽りVTR」では、「日本のことをどう思っているか」「好きな日本の食べ物は何か」を聞き出し、着物姿で京都を歩かせてみせたりする。どちらにしても、「日本のわれわれ」視点から抜け出せない点で、どこか「内向き」である。

かくいう私も、スケートが日本でメジャーになってからのファン歴が長く、「日本」に偏った放送を通じて試合を観ることが多い。長年見続けて来た日本の選手が多い分、彼らに感情移入することもある。それも、自分がテレビで繰り返しされる「日本」中心の「煽りVTR」によって、知らず知らずのうちに「同じ日本人としての感情移入」を煽られているのではとハッとすることがある。それでも、少なからず会場で観戦する機会があることで、テレビでは取り上げられない多くの選手を知ることができ、メディアの影響とは一定距離を置くことができている気がするのだ。一方、他のスポーツについてはどうだろうか。

「日本」中心の放送のされ方は日本のスポーツ報道では珍しいことではない。あまり関心のあるスポーツでなければ、フィギュアスケートでは感じる「偏った報道」も、それほど違和感なく受け入れてしまっている自分がいることにも気がつく。

ライバルとされる二人のトップスケーターが国を代表して「代理戦争」をさせられたり、才能ある若いスケーターが金メダルをとって「日本人として誇りに思う」と発言すれば「同じ日本人として」多くの人が酔いしれる。オリンピック出場選手に対して「国費で試合に出ているのに、負けてヘラヘラ笑うな」との某コメンテーターの発言もあった。「同じ日本人としての感情移入」が、選手を応援する素朴な思いとして現れるうちは「無垢」に見えるが、それが感情的な排他意識や、国のために犠牲を払うことを個人に強いるナショナリズムに回収される危うさをもっている、と感ずることがしばしばある。

自分も含め人間というのは、基本的に自尊感情を高めてくれるものを「わがもの」として都合よく拡張し、都合の悪いものを「他者のもの」として線引きしたいという欲望をもつ生き物である。極めて身勝手な「同じ日本人としての感情移入」によって、私たちが選手たちを「国を背負って戦うこと」へと追い込むことがないよう願うばかりである。

世界人権問題研究センター 創立三〇周年記念シンポジウム開催報告

日時：二〇一四年一月一日（月）

午後一時三〇分～午後四時三〇分

場所：京都商工会議所講堂

概要：式典・講演「人権文化の輝く世紀をめざして」

シンポジウム「国際社会における日本のあり方」

世界人権問題研究センターは、平安建都二二〇〇年記念事業の一つとして、京都府・京都市・京都商工会議所のご支援により、人権問題について総合的に調査研究を行う財団法人として、文部省の認可を受けて一九九四年一月に創立された。その後、二〇一二年四月には、内閣総理大臣の認定を受けて公益財団法人に移行し、本年一月、創立三〇周年を迎えることとなった。この節目の年にあたり、当研究センターは、京都府民・市民をはじめ多くの方に人権問題についてより理解を深めていた

だく機会となるよう、式典及びシンポジウムを開催し、二四〇名の方にご参加いただいた。

◆式典・講演「人権文化の輝く世紀をめざして」

第一部の式典開催にあたり、上田正昭理事長が挨拶を述べ、当研究センターへのご支援に対する感謝の意を示された。ついで、山田啓二京都府知事、門川大作京都市長、立石義雄京都商工会議所会頭（代読）から祝辞が述べられ、さらに千玄室茶道裏千家大宗匠から頂戴した祝辞が披露された。また、個人および法人の賛助会員ならびにボランティア人権ガイドの方々へ、上田理事長より感謝状の贈呈が行われた。

続いて、「人権文化の輝く世紀をめざして」との題で上田正昭理事長の講演が行われ、なぜ京都において当研究センターを創設する必要があるのか、歴史的観点から説明がなされた。まず、上田理事長は一八世紀に京都



で石門心学を確立した石田梅岩についてご紹介された。そして、梅岩は他人の尊敬を尊重すべきと説いているといえ、このような梅岩の教えはまさに、学問を通じた人権文化の発信であったと述べられた。加えて、一〇世紀初頭に平安京において奴婢解放令が出されたこと、弘仁元年（八一〇年）から三四六年間、平安京では死刑が一例も執行されなかったこと、被差別民である山水河原者が慈照寺銀閣をはじめとする室町時代の庭園を造園したこと、大正十一年（一九二二年）に京都岡崎公会堂で全国水平社宣言が採択されたことに言及された。

以上を踏まえ、上田理事長は、京都は人権問題抜きに語り得ない地であり、国際連合が推進する人権文化形成のための研究活動を行うにふさわしい場所であることを強調された。そして、二〇世紀は人権受難の世紀であったが、二一世紀は人権文化が輝く世紀としたいとの決意と、現況をみるとその道は険しいが、当研究センターはより一層の努力を継続していくとの誓いを述べられ、講演を締めくくられた。

◆シンポジウム「国際社会における日本のあり方」

式典の終了後、第二部の創立二〇周年記念シンポジウムが「国際社会における日本のあり方」との題で開催され

た。基調講演は、明石康元国連事務次長に行っていた。第二次世界大戦後の国際平和の構築に多大な貢献をされてこられた明石氏からは、日本が戦後追求してきた平和主義の評価と今後の展望について講演いただいた。

一九五六年、重光葵外務大臣は国連加盟演説において、日本は国際社会の名誉ある一員となるよう努力していくとの決意を表明した。この演説について、明石氏は、日本の外交政策の展望を示したものであり、日本国憲法とも合致するものであると評価された。ただ、国際平和は必ずしも非武装平和主義により導き出されるとはいえないことも指摘された。そして、国連においても、総会で採択された「平和のための結集」決議に基づき、朝鮮戦争時の「国連軍」（正確には、国連の承認を受けた多国籍軍）が編成されたこと、また国連平和維持活動（PKO）が、停戦監視、平和構築、平和執行へと発展してきた第一〜第三世代のPKOの経験を踏まえ、今日では大規模かつ多機能な権限を有する実践的な第四世代のPKOとして展開されていることなどを



紹介された。その上で、日本が国際平和に貢献する道は多様であり、安全保障分野での進展及び国際的なイニシアチブの強化が求められると主張された。

続いて、コーディネーターに当研究センターの安藤仁介所長、パネリストに明石氏に加えて中西寛京都大学大学院法学研究科教授を迎え、パネルディスカッションが行われた。まず、エボラ出血熱の感染の疑いのある者の隔離に関するフロアからの質問について、中西教授は、米国連邦政府は感染の疑いのある者を実効的に把握するために旅行者の入国制限をあえて行っておらず、我が国でもこのような冷静な対応が求められると指摘された。また、ヘイトスピーチへの対応に関する質問については、各登壇者の間で、言論を通じた心理的暴力に対する法的規制について意見が交わされた。日本の単一民族性に関する質問について



は、安藤所長は二〇〇七年に先住民の権利宣言が国連総会で採択されて以後、アイヌ民族が我が国の先住民であることを認める決議が国会で採択されたことを指摘された。加えて、中西教授やフロアからは、国連の機能と改革に関する質問がなされた。これに対して明石氏は、常任理事国入りを目指すことだけが日本の外交政策にとって重要なのではなく、むしろ国際人権保障へのさらなる貢献のために現実的な国連改革を模索すべきであると主張された。

さらに、中西教授は、シンポジウム全体についてもコメントをされた。そして、今年には第一次世界大戦の開戦から百年目にあたるが、戦争と平和のあり方はこの間大きく変化し、国は市民の人権保障により直接的に関与するようになったと指摘された。その上で、民族・宗教対立の暴力化の原因は固定的なものの方に見方であり、諸問題の本質には女性の権利や貧困問題などが複雑に絡み合っていることを認識すべきであると指摘された。

このように、式典及びシンポジウムは、予定された時間を超過するほどの活発な議論が行われた後、無事に終了した。

(文責) 研究第一部長 坂元 茂樹

研究第一専任研究員 杉木 志帆

足尾銅山の 外国人労働者たち

栃木県の名だたる観光地・日光市から車で約40分、日足トンネルを抜けると渡良瀬川の上流の山あいである。兩岸は大小の山々が重なり、いくつかの溪流が合流する地点には巨大な砂防ダムが築かれ、また松木溪谷の入り口には「銅親水公園」があり、かたわらに「足尾環境学習センター」があつて、参観者に環境問題をわかりやすく理解するためのパネルや展示がある。ちなみにこの松木溪谷は、「日本のグラウンド・キャニオン」とよばれ、かつては銅山から排出される亜硫酸ガスのために一木一草もない荒涼とした光景がひろがっていた。それを目玉に観光客をよびこんでいたのだが、現在では多くのボランティアや地元の人びとの献身的な植樹、草苗の張りつけで、風景はかなりおだやかなものになっている。

またそこから30分ほどの地点には日光市足尾銅山観光管理事務所の運営する「足尾銅山観光」がある。ここは

国指定史跡でもあり、相当の金額をつぎこんだ鉱山観光場所である。「通洞坑入坑手票」と記された入場券を手にするとう電動トロッコが拡幅修復された坑内に導いてくれる。坑内は動く人形のモデルや、音声によって、手掘りだった江戸時代からしだいに機械やダイナマイトが導入された大正・昭和時代の坑内労働のありさまがよくわかるよう展示の工夫がなされている。また、明るい坑外に出ると「鑄錢座」があり、「寛永通宝」などを鑄造、成形した江戸時代の貨幣鑄造の労働現場などを再現している。

多くの観光客はこの場所だけを見物、見学して足尾を立ち去るのであるが、ここでは鉱山事業につきものの、環境問題、いわゆる「鉱毒」問題や、鉱山開発がもたらした地元への影響、そして鉱山で働



いた労働者の実像、そして彼らのこうむった労働災害などには一切触れられていないため、その実相に触れることはできない。また鉱山で働いた労働者の人数すら一切触れられていないのである。

だが、この鉱山は田中正造の「直訴事件」にみられるように、下流の農村を壊滅状態に追いこんだだけでなく、ここで働いた人びとの「生き地獄」の場でもあった。

この鉱山は長い歴史をもつ。戦前は古河財閥の会社が経営して多量の銅鉱石を産出していたのだが、一九三〇年代半ばになるとその産出量が低下しはじめる。その原因の一半は日本人の若者たちが徴兵や志願によって戦争現場に送られ、労働力が不足しはじめたことである。そ



の代替手段として植民地支配をしていた朝鮮半島から、募集、官斡旋などの名目で多くの若者たちをこの鉱山労働にようびこんだのである。そればかりか、太平洋戦争開戦後は中国人やオランダ人、イギリス人捕虜たちもジュネーブ条約を無視してここでの労働に従事させた。その結果、足尾の山沿いの各地に民族別の収容所（飯場）がつくられ、そのいくつかは現在もその位置を確認することができる。戦後、この人たちの労働現場の状況調査や犠牲者の調査はかなり遅れた。まず中国人労働者については全県的な追跡調査が実施され、一九七二年の日中国交正常化の年に犠牲者殉難慰霊碑が小滝地区に建立され



て、二百数十名の名が大きな「殉難碑」にぎざまれている。朝鮮人の場合は調査の結果、朝鮮全域で二四一六名が強制的に連行、強制労働に従事されたことが判明した。主として慶尚南北道の出身者であった。中でも慶尚北道の梁山地域からは数百名の出身者が数えられ、村・地域ぐるみでの日本移住が強制されたようだ。この人びとのうち戦後（解放後）幸い韓国へ帰国できた鄭雲模氏は調査団の求めに応じて足尾を再訪した。そして過酷な労働とそのことに抗議したみせしめとして言語に絶する拷問を受けたこと、そして心ある日本人の勧めで脱走のための衣服や東京までの旅費をもらって命からがら生き地獄の足尾から脱出できたことなどを語られた。朝鮮人殉難者慰霊碑はその建立候補地があり、現在は簡素



な石組と犠牲者の姓名を記した木板がかかげられている。ここにも半永久的な慰霊碑を一刻も早く建立したいのだが、資金集めが十分でなく、また建立に反対する心ない動きもあるかも知れず、長年、この調査と建立運動、そして日本人との交流にたずさわってきた栃木県同胞生活相談総合センターの崔朝雄所長は自分の生きている間にこの碑の建立実現がかなえない、と語っていた。なお、町内の龍藏寺には七三名の坑夫の碑があり、また戦中、朝鮮人収容所のひとつがあった。専念寺では住職が殉難した朝鮮人の本名を書き込んだ法名軸と位牌をつくり、読経をつづけている。(二〇〇五年八月五日・下野新聞)

以上のべてきたようにこの足尾地域は地域全体がかつてここで働いていた人びとすべての人権無視と差別の現場であった「人権の館」なのである。

- ・ 日光市足尾銅山観光管理事務所 日光市足尾町通洞九一二
☎〇二八八（九三）三二四〇
- ・ 開館時間 午前九時～午後四時三〇分
- ・ 入坑料 大人八二〇円（団体割引あり）

（研究第三部長 仲尾 宏）

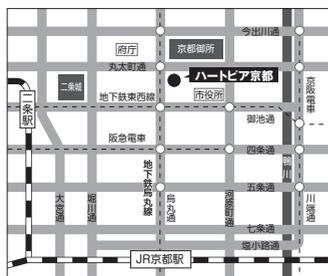
2014年度 人権大学講座

*今年度から「人権大学講座」に「講座・人権ゆかりの地をたずねて」(※)を統合し、実施しています。

■ 講座日程表／講座内容 (第1回～9回は終了)

	月日曜	種別	時間	講座名	講師	備考
10	1月16日 (金)	講義	14:00～15:40 (100分)	同性愛者の人権 ～生きづらさと暴力の問題から～	堀江 有里	
11	1月28日 (水)	講義	14:00～15:40 (100分)	占領期京都の社会と人権 ～COCON KARASUMA ビルなど～	田中 隆一	旧ゆかり
12	2月19日 (木)	講義	14:00～15:40 (100分)	坂上田村麻呂と清水寺 ～坂上氏と清水寺のゆかり～	上田 正昭	旧ゆかり
		修了式	15:40～15:50	研究センター理事長 上田 正昭		

講義会場 ※受付：各回午後1時30分～



京都府立総合社会福祉会館 ハートピア京都

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入
清水町 375 番地

TEL 075-222-1777 / FAX 075-222-1778

- 京都市営地下鉄烏丸線「丸太町」駅下車 5番出口
(地下鉄連絡通路にて連結)
- 京都市バス、京都バス、JRバス
「烏丸丸太町」バス停下車 烏丸通り沿い南へ

受講料

1回 1,000円 ※賛助会員は無料で受講できます。

受講手続き

- 受講日前日までに、「受講申込書」(別紙)に必要事項を記入し、郵送又はFAXで申込みの上、指定の金融機関口座に受講料を振り込んでください。複数の受講希望日をまとめて申込みが出来ます。
- 申込み及び受講料の振り込みが間に合わない場合は、当日、会場での受付も可能です。(ただし、定員を超過している場合は受講出来ません。)

・京都銀行	府庁前支店	普通	853685	・京都信用金庫	本店	普通	1269372
・東京三菱UFJ銀行	京都支店	普通	1222396	・京都中央信用金庫	本店	普通	1039688

申込先

公益財団法人世界人権問題研究センター

〒604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

電話：075-231-2600 FAX：075-231-2750

世界人権問題研究センター発行の刊行物の紹介



◎定価 1,000 円～
1,620 円（税込）

『人権問題研究叢書』

当研究センターが取り組む調査・研究のさらなる活性化とその成果を広く国内外に発信し、人権文化の発展に寄与することを目的に創刊しました。当研究センター研究員が調査・研究活動を通じ、人権問題を科学的に考察し論著したものです。



◎定価
8,610 円（税込）

創立 10 周年記念出版

『散所・声聞師・舞々の研究』

当研究センターでは、1996年から9年間にわたって共同研究として「散所に関する総合的研究」に取り組んできましたが、その成果をまとめました。



◎定価
1,890 円（税込）

『人権歴史年表』

人権を主題として構成された年表は、ほとんど前例がないなかで人権問題を探求し、新たな人権文化の創造をめざす人々の学習の手引となるように編集しました。



◎定価
1,890 円（税込）

『京都人権歴史紀行』

京都に残る人権に関わる場所、事柄、そこで生きた人々の後を訪ね、歴史を振り返るなかで、基本的人権や自由、平等、平和の大切さと、それを実現するためにどれほどたくさんの人々の努力が積み重ねられてきたかを学んでいただけます。



季刊『グローブ』（研究センター通信） 年 4 回発行

当研究センターの研究活動やその他事業についての報告や予定、研究課題、研究員の紹介、外部からの声などを掲載しています。



◎定価 各号
2,500 円（税込）

『研究紀要』の刊行（年 1 回発行）

当センターでは、「国際的人権保障体制の研究」「同和問題の研究」「定住外国人の人権問題の研究」「女性の人権問題の研究」「人権教育の理論と方法の研究」の 5 部門で研究を行っており、毎年、当研究センター研究員の個人研究の成果を公表しています。

『賛助会員』募集中

- ◎年会費 個人会員 1 万円（学生は 5 千円） 法人会員 5 万円
- ◎特典
 - ・『グローブ』（季刊：年 4 回発行）『年報』の無償送付
 - ・『研究紀要』『人権問題研究叢書』の無償送付
 - ・「人権大学講座」の無料受講
 - ・人権図書館所蔵の図書貸出サービス
 - ・当センター主催の講演会等への優先案内

◎お問い合わせ、お申込みは下記へ



外国人の人権を考えるシンポジウム

— ヘイトスピーチをめぐって —

近年、日本に在留する外国人を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）が発生しています。この問題をめぐる社会的な背景や影響などを国際的視点も踏まえて検討し、外国人に対する偏見や差別をなくし、国籍や人種等の違いを越え、互いの人権が尊重される多文化共生社会の実現をめざすにはどうすればよいか、皆さんと共に考えたいと思います。

2015年2月8日（日）午後1時30分～4時30分

※受講無料（定員150名、当日受付先着順）

※手話通訳が必要な方は、1月23日（金）までにご連絡ください。

場所 京都ガーデンパレス「鞍馬の間」（京都市上京区烏丸通下長者町上る龍前町605）

※地下鉄「丸太町駅」徒歩8分、「今出川駅」徒歩8分

次第

■挨拶

安藤 仁介（センター所長・京都大学名誉教授）

■パネルディスカッション

【パネリスト】

師岡 康子（センター研究員・弁護士）

田中 宏（センター研究員・一橋大学名誉教授）

山下 明子（センター客員研究員・奈良大学非常勤講師）

山本 崇記（センター専任研究員）

【コメンテーター】

仲尾 宏（センター研究第3部長・京都造形芸術大学客員教授）

【コーディネーター】

水野 直樹（センター客員研究員・京都大学教授）



主催 公益財団法人世界人権問題研究センター

後援 京都府、京都市、京都府教育委員会、京都市教育委員会、
京都商工会議所、京都新聞、朝日新聞京都総局、
毎日新聞京都支局、読売新聞京都総局、産経新聞社京都総局、
日本経済新聞社京都支社、NHK京都放送局、KBS京都

※お問い合わせ：公益財団法人世界人権問題研究センター
(TEL 075-231-2600)

※シンポジウムの円滑な運営を妨げる方については、退席いただく場合があります。



公益財団法人 世界人権問題研究センター

〒604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750

[URL] <http://www.mmjp.or.jp/jinken/> [E-MAIL] jinken@kyoto.email.ne.jp